

大崎住民訴訟を支援する会ニューズ第20号(2022年8月)

事務局 電話番号：070-2010-3777 〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

事務局アドレス osaki.shien@gmail.com <https://www.facebook.com/osaki.shien>

DVD核の傷上映も、証人尋問も不要と裁判所が判断！

弁護団の松浦健太郎先生に7月25日(月)の大崎住民訴訟の審理内容の報告をお願いしました。

1, 弁論更新

まず、今年度4月に裁判体(3人の裁判官)の1人が人事異動で交代になったことから、これまでの主張立証を更新する手続を行いました。これを「弁論の更新」といいます。

この「弁論の更新」として、法廷において、弁護団栄田弁護士から、パワーポイントを用いたプレゼンテーション方式で、これまでの論点、証拠等を分かりやすく説明しました。特に、昨年4月の弁論更新以降に行った、排ガス測定により玉造クリーンセンターにおいて煤塵漏れがあり、被告のいうバグフィルターにより煤塵を99.99%、あるいは99.9%捕捉しているという点が虚偽であること、尿検査の分析により、試験焼却が行われた玉造クリーンセンター周辺の住民が放射能内部被ばくを受けていることが分かったことを説明しました。

2, 原告団長阿部忠悦さんの意見陳述

原告団長阿部忠悦さんが、意見陳述をしました。「玉造クリーンセンター周辺の上宮協栄会(町内会組織)の住民の先輩たちが、大崎西部クリーンセンター設立の30数年前に、行政側と話し合い、環境を悪くしないことを約束し、玉造ゴミ焼却場の開設に同意し、上宮協栄会と「玉造ゴミ焼却場開設に伴う環境保全に関する申し合わせ」という約束を交わし、行政側も住民の安全と環境を守ってきました。しかし、今回の試験焼却に際しては、被告、大崎市は申し合わせを無視して、住民の同意を得ずに特措法を理由に「8000Bq以下の放射能汚染ゴミ」を焼却したことから、本提訴に至りました。大崎地域は自然環境に恵まれた農村地域ですが、一部の地域では、現在でも山菜や川魚の採取は禁止され、土壌の汚染濃度が高く、このまま焼却が7年以上も焼却が継続されると、さらに自然環境が悪化し、健康被害の心配しながら、更に、子どもや孫が、実家に来るのが少なくなり、地域はお年寄りだけの地域になるのではと、不安な毎日です。被告は、住民に健康不安を強いる「焼却」を直ちに中止し、「隔離保管」など別の処理方法に変更すべきです。」

3, 今後の証拠調べについての審理

原告ら側としては、原告ら本人4名、青木一政氏、西尾正道医師の尋問を行うよう証拠申出をしていました。また、内部被ばくの説明資料としての、「核の傷」というDVDを法廷で上映することを求めています。このDVDは、原爆投下後の広島、長崎での調査の実態やその後のアメリカのABCC(原爆障害調査委員会)の基準策定の経過について、当時の映像や、肥田舜太郎医師の解説等を交えながら真相に迫る、マーク・プティジャン監督が描いたドキュメンタリー映画です。しかし、裁判所は尋問については、原告本人の意見陳述で足り、証拠調べとしての尋

問手続で行う必要はないと述べ、また、DVDも裁判官は観ているので、法廷で上映する必要まではないと述べました。

原告ら代理人としては、特に尋問手続につき、原告が100名以上いるような訴訟において、1人も尋問しないことなど通常ではあり得ないこと、被告は内部被ばくの危険性についてICRPの見解を持ち出すのみで、提訴時の裁判体が考えていたような専門家証人を一切立てていない中で、内部被ばくの危険性について、裁判所は何を元に判断するのか等、裁判所が尋問手続を行わないことが問題であることを指摘しました。この点に関して、次回期日までに書面にて、本訴訟の中で、なぜ上記原告ら本人、証人の尋問が必要なのか、同尋問によって聞き出す事項が、本訴訟のどの論点についてどのような意味で関係するのか、等の尋問手続を行う必要があることを説明することとなりました。

弁護団としては、原告らの勝訴を導くためには、このような尋問対象者の話を、意見陳述だけではなく、法廷でその場で問答し、証拠として記録上に残せる証拠調べとしての尋問手続にてお聞きすることが必須であると考えています。この尋問を行わせるよう、次回期日まで論理的かつ説得的にその必要性等について書面にて説明するつもりです。

4. 次回口頭弁論期日

次回口頭弁論期日は、10月19日(水)10時半から仙台地方裁判所にて開催されます。今回は尋問手続が行われることになるかどうかの重要な局面を迎えます。本訴訟が多くの原告がおり、支援者も多くいるということを裁判所に認識させるよう、多くの方が傍聴されるよう、お願いいたします。

弁護団 弁護士 松浦健太郎

次回10月19日(水)の口頭弁論期日が重要な局面に

7月25日の口頭弁論期日に参加された方々に感想・意見を聞きました。

「裁判長はもう結審して、この裁判から逃げたい様子だった。」(K)

「DVDを見ているなら、感想を述べて、法廷上映の不必要な理由を示すべきだ。」(M)

「裁判官が全員変わったこの日を使って、裁判を打ち切ろうとしているように見えた。」(T)

「内部被曝問題で西尾先生の証人尋問が実現すると、被告側も専門家を証人に立てなければいけなくなるから、裁判長は内部被曝論争を避けて結審しようと考えたのでは？」(H)

「裁判長は自分を説得してみろという高飛車な態度。そんなこと今の社会で許される？」(S)

以上、厳しい意見・感想が出ました。それだけ厳しい局面に立たされていると言えるでしょう。次回10月19日(水)は内部被曝の論争を可能にさせるかどうか、重要な局面です。多くの参加を期待します。

大崎連絡会・原告団が住民対象のチラシ作成

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会と大崎住民訴訟原告団が共同で「大崎住民訴訟の経過を知らせる」チラシを作りました。好評です。

2021年11月に玉造クリーンセンターにて実施した排ガス測定で煤塵が測定され、セシウムの漏れが立証されたことなどを中心に解説しています。チラシを活用されたい方は、会の連絡先若井勉様方に連絡を入れてください。電話＝0229-56-3249。

大崎住民訴訟

次回期日(口頭弁論)

日時＝2022年10月19日(水)10時半～
仙台地方裁判所